

先生各位

検体検査実施料に関するお知らせ

謹啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

このたび2025年(令和7年)6月30日付け厚生労働省保険局医療課長の通知「保医発0630第2号」により、下記の検査項目に留意事項の一部変更が通知されましたので、ご案内いたします。

謹白

記

● 適用日 2025年(令和7年)7月1日から適用

● 保険収載内容 一部変更項目

検査項目	保険点数
クラミジア・トラコマチス核酸検出	188点
淋菌核酸検出	198点
淋菌及びクラミジア・トラコマチス同時核酸検出	262点

詳細は裏面をご参照ください。

● 保険収載内容 一部変更 下線太字部分が変更されました。

検査項目	クラミジア・トラコマチス核酸検出
診療報酬 点数表区分	「D023」微生物核酸同定・定量検査「1」
保険点数/判断料	188点 / 微生物学的検査判断料（150点）
留意事項	～（略）～ イ クラミジア・トラコマチス核酸検出は、PCR法、LCR法、ハイブリッドキャプチャー法若しくはTMA法による同時増幅法並びにHPA法及びDKA法若しくは核酸ハイブリダイゼーション法による同時検出法、SDA法又はTRC法により、泌尿器、生殖器又は咽頭からの検体により実施した場合に限り算定できる。<u>また、PCR法においては直腸からの検体により実施した場合も算定できる。</u>

該当項目：クラミジア・トラコマチス核酸検出（項目コード：5142、4934、4956）

検査項目	淋菌核酸検出
診療報酬 点数表区分	「D023」微生物核酸同定・定量検査「2」
保険点数/判断料	198点 / 微生物学的検査判断料（150点）
留意事項	～（略）～ イ 淋菌核酸検出は、DNAプローブ法、LCR法による増幅とEIA法による検出を組み合わせた方法、PCR法による増幅と核酸ハイブリダイゼーション法による検出を組み合わせた方法、SDA法、TMA法による同時増幅法並びにHPA法及びDKA法による同時検出法又はTRC法による。淋菌核酸検出は、泌尿器、生殖器又は咽頭からの検体（尿検体を含む。）によるものである。なお、SDA法、PCR法による増幅と核酸ハイブリダイゼーション法による検出を組み合わせた方法、TMA法による同時増幅法並びにHPA法及びDKA法による同時検出法又はTRC法においては咽頭からの検体も算定できる。<u>また、PCR法においては直腸からの検体により実施した場合も算定できる。</u>

該当項目：淋菌核酸検出（項目コード：4605、4933、4957）

検査項目	淋菌及びクラミジア・トラコマチス同時核酸検出
診療報酬 点数表区分	「D023」微生物核酸同定・定量検査「5」
保険点数/判断料	262点 / 微生物学的検査判断料（150点）
留意事項	～（略）～ イ 「5」の淋菌及びクラミジア・トラコマチス同時核酸検出は、TMA法による同時増幅法並びにHPA法及びDKA法による同時検出法、PCR法による同時増幅法及び核酸ハイブリダイゼーション法による同時検出法、SDA法又はTRC法による。淋菌及びクラミジア・トラコマチス同時核酸検出は、泌尿器、生殖器又は咽頭からの検体（尿検体を含む。）によるものである。なお、TMA法による同時増幅法並びにHPA法及びDKA法による同時検出法、SDA法、PCR法による同時増幅法及び核酸ハイブリダイゼーション法による同時検出法又はTRC法においては咽頭からの検体も算定できる。<u>また、PCR法においては直腸からの検体により実施した場合も算定できる。</u>

該当項目：淋菌/クラミジア・トラコマチス同時核酸検出（項目コード：4805、4932、4958）